

清流会・晨光の会・絆の会 3会派合同による施策要望書

令和2年9月23日

高根沢町長 加藤 公博 殿

高根沢町議会清流会 代表 野中 昭一

鈴木利二 神林秀治 中山喜美一 佐藤晴彦

高根沢町議会晨光の会 代表 加藤 章

小林栄治 梅村達美

高根沢町議会絆の会 代表 齋藤 武男

鈴木伊佐雄 澤畑宏之

主旨

ご承知のことではありますが、近年の自然が持つ力が強大化し、毎年のように自然の猛威が牙をむき大規模な災害が日本各地で発生している。

これらの影響により、日々の安定した暮らしが滞り、日常を戻すためにかなりの時間を費やししながら復興され、社会が暗い雰囲気にも包まれてしまい、住民の活力が奪われてしまう。

また、経済に大きなダメージを受けるとともに、国をはじめ、各自治体の財政を困窮させる大きな要因になっていることも事実であると言える。

本町においては、東日本大震災以降に社会が止まる事態は起こってはいないが、何時どこで自然災害が起こるかは予測できず、いつ災害が発生しても安心できるための防災・減災対策は施しておく必要はある。

現に、町内各地で大雨やゲリラ豪雨によって道路が雨水で浸かり、生活に支障をきたしている事態は起きており、特に東町北区は早急に現状を改善し、抜本的な整備を施す必要があると考える。

我々合同会派で、東町北区の現況を調査・研究し、一抹の結論に行きついたことから、次の5点についての施策を要望する。

要望事項

1. 雨水排水網の整備

本町における雨水排水の計画としてあるのは、平成2年1月に都市計画の決定に伴い雨水路の事業計画を策定したものである。

現行の計画では、北区地内の雨水を石末の新堀に配水する計画であるが、計画策定からすでに30年以上が経過しており、その間に畑や森林などの土地が開発され住宅等が増え、当時の状況と現在の状況では大きく異なる状況があると言える。

我々合同会派の見解としては、新堀を流末とする排水ではなく、野元川を流末とする排水が望ましいと考える。

また、直接的な排水という考えだけではなく、大雨時の河川増水による災害防止の観点から、流末の手前で調整池等の整備を行い、段階的な排水を行うことも視野に入れた検討を行う必要もある。

そこで、現在の東町北区地内の現況を調査するとともに、雨水排水の機能が十分備えられる環境を整えるべく、雨水排水計画を早期に見直し、可能な限り事業完了年度を早めること。

2. 道路網の整備

東町北区の現況は、中台との境から役場に向け緩い高低差が一方づいてあるようにみえるが、実態としては各所で高低差があり、一方づいた雨水の流れがとれておらず、道路が冠水している。

また、道路側溝が繋がっておらず、その機能は虚しくも活かされていない状況でもある。

そこで、都市計画道路の整備計画と、雨水排水計画の見直しと一体となった道路網整備計画を新たに策定し、東町北区内の住環境を整える必要があると考える。

また、当合同会派は排水の流末を野元川と考えることから、雨水が一番溜まる塩沢商店の交差点から、石末地内に抜ける道路（町道346号線）を野元川に向け直線的に結ぶことが望ましいと言える。

さらに、雨水排水を十分に機能させるには、側溝の整備や道路地中に排水管を整備することが望ましいと考える。

北区内の基幹道路である町道343号線・町道346号線・町道363号線・町道545号線の拡幅を行う事や、町道346号線をちよっ蔵の道につなぐことで、東町北区内の道路環境も飛躍的に向上し、住民生活の向上にも繋がると考える。

これに合わせ、今後の気象状況がより一層ひどくなることを想定すると、町道319号線を整備し、雨水排水に対し補完的な機能を持たせることは、将来的なビジョンを持った整備事業といえる。

そこで、東町北区の現況を調査するとともに、住民生活が向上できる道路網整備計画を早期に策定し、可能な限り事業完了年度を早めること。

3. 流末河川の整備

当合同会派の見解は上記で述べた通り、流末を野元川にする事である。

野元川は現在、町が河川所有者であり、鬼怒川東部土地改良区において管理をしている。

流末の確保に向けた協議を関係機関と行い、また東町北区から雨水排水管や調整池等を整備する際に必要な用地の選定や用地確保に向けた費用の洗い出しなどを併行的に行う必要があると考えられる。

また、場合によっては国の管理となる1級河川や、町の管理となる準用河川など、本町にとってどの形が望ましいのかを検討し、必要に応じた申請等を行う必要があるとも考える。

さらに、本町内を流れる野元川の河川幅は広くなく、雨水排水の流末になった場合には、河川の整備を行う必要もあると考える。

このことから、調査・検討を早期に行うとともに、関係機関との協議や必要に応じた申請等を並行して進めていくこと。

4. 地域経営計画への反映

現在、地域経営計画後期計画の策定が新型コロナウイルスの影響で策定方針の一部変更等を見直す必要性があるため、令和3年9月まで策定期間が延長されている。

地域経営計画は、町政運営の基本的な方向を総合的に示す計画であり、東町北区の雨水排水の事業完了までには現在策定を進めている後期計画期間内には難しい事は承知するが、現段階で示すことで難しい課題を先延ばしにすることなく、早期に課題解決に向け行動できる要因になると考えることから、次期地域経営計画後期計画へ東町北区の雨水排水を焦点にした方針を記載すること。

5. 現状改善措置

近年の大雨等により、宅地内への雨水の流入や、道路の冠水などの状況を、一時的にしのぐため、要所において浸透柵等を設置して対応している現状である。

抜本的な解決には到底至らず、今後ことあるごとに設置数を増やし、また清掃等の管理をしていく必要がある。

こうした費用を鑑みても、現在のひっ迫した本町財政からすると、住民側の協力も得ていく必要があると考える。

当合同会派としては、宅内に浸透槽を設置し、雨水排水に協力してくださる住民を募り、それに対する助成制度を創設し、官民協働のもと地域課題の解決に向けた意識の醸成を図るとともに、現状課題を少しでも解決につなげる措置を取ることを望む。